

兵庫地方最低賃金審議会
第2回兵庫県
電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械
器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

議事録

令和7年8月28日（木） 14時58分～16時20分	
兵庫労働局 第3共用会議室	
公益代表委員	清田委員、山口委員
労働者代表委員	堀井委員、松石委員
使用者代表委員	榮永委員、松岡委員、脇坂委員
事務局	岡本労働基準部長、安積賃金室長、山本賃金指導官、 山中労働基準監督官、村田労働基準監督官
（1）兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について （2）その他	
議 事 内 容	
○山中労働基準監督官 定刻より少し早いですが、ただ今から、第2回兵庫県電子部品等製造業最低賃金専門部会を開会いたします。 本日は、庭本委員、末道委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数は充足しておりますことを御報告いたします。 また、本日の審議は、議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望の申出はありませんでしたので、その旨御報告させていただきます。 なお、労働基準部長につきましては、ただ今記者懇談会に出席しており、少し遅れて出席することとなっておりますので、御了承願います（15時08分入場）。 では、この後の進行につきましては、山口部会長よろしくお願いいたします。 ○山口部会長 各委員の皆様、本日の審議につきまして、よろしくお願いいたします。 それでは、議題に入りたいと思います。 議題については、前回に引き続きとなりますが、議題（1）「兵庫県電子部品等製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について」です。 前回8月22日の専門部会では、労使からそれぞれ今年の電子部品等製造業最低賃金に係	

る改正決定の必要性の有無について、基本的な考え方をお聞きしました。

前回それぞれの意見としましては、

労働者側は、改正の申出は労働協約のケースであり、最も低い協約額と特賃との差は 155 円の差であり、労使交渉の手段を持たない未組織労働者へ波及させる必要があること。今年の春闘は人手不足や物価上昇の継続で昨年を上回る水準になっていること。特賃の対象者は基幹的労働者であり、労働条件を引き上げることが人材確保、産業の魅力になること。2023 年以降、電機連合と電経連との 3 年かけて産業別最低賃金の水準を高卒初任給に準拠させていくことを労使共有事項として確認していること等から改正が必要であるという御意見でした。

一方、使用者側は、県下の経済・雇用情勢はゆるやかな回復にあるという評価だが、一方で企業の倒産件数は増加し、負債総額は大幅に減じていることから、中小規模事業者の倒産増加の可能性は否定できない。昨年度最低賃金引上げが中小規模事業者の負担になっている可能性も否定できないと考えられる。特定最低賃金の改正が電子部品等製造業という魅力を発信することができるという効果があることは理解するものの、地域別最低賃金の大幅かつ急激な上昇の継続は、特に中小規模事業者に対して非常に大きな影響があり、企業の存続や雇用そのものへの影響に懸念を抱く。来年以降も地域別最低賃金が大幅に改定されることが予想されることから、特定最低賃金に関して同等以上の改正の必要性はないという御意見でした。

ということで、意見の一致には至っておりませんので、本日も引き続き審議を進めてまいるとのことになっております。

前回同様、労使それぞれに打合せの時間は必要でしょうか。

○労使委員

はい。

○山口部会長

では、それぞれ打合せをお願いしたいと思います。

大体 10 分から 15 分程度でよろしくお願いします。

(労使それぞれで打合せ)

○山口部会長

はい、それでは審議を再開させていただきたいと思います。

では、前回の審議以降、使用者側、労働者側でそれぞれ今年の電子部品等製造業最低賃金に係る改正決定の必要性について、検討した結果をお聞きかせいただきたいと思います。

それでは、今回は使用者側からお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○脇坂委員

基本的な考え方といたしましては、前回と大きく変わっておりません。

兵庫労働局の方から前回提供いただいたデータでも、かなりのパーセンテージで最低賃金近傍で働いておられる方も多いということです、やはり影響は結構大きいと考えています。

ですから、必要性については、前回同様という形にはなりますが、あえて言うならば、産業別の魅力という部分のみがあるかなというところではございます。

必要性のみで議論するのは難しいということにはなっていますが、必要性はという意味においては、ございませんという結論になります。

○山口部会長

それでは、次に労働者側委員からお願いします。

○堀井委員

労働側につきましては、前回の主張において、労働側の部会長が発表したとおり、いろんな引上げの要素というのをお伝えしていますので、引き続き必要性はありということで主張させていただきます。以上です。

○山口部会長

それでは、労使双方より御意見をお伺いしましたが、まだ意見が異なるということで、ここから公益側委員とそれぞれにお話をお伺いして、調整を図れるかどうかということを経験したいと思えます。

それでは、別室にてまず使用者側の委員の皆さんとお話して、次に労働者側の委員の皆さんとお話しするというような形で進めたいと思えます。

(公使会議、公労会議、労使会議)

(審議再開)

○山口部会長

それでは、どちらからでも結構ですので、交渉の結果をお願いいたします。

○脇坂委員

電子部品等製造業という産業の魅力を発信し続けるという意味において、やはり必要であろうということで、合意できましたので、改定の必要性ありと使用者側もさせていただきたいと思えます。

○山口部会長

ありがとうございます。

それでは、労使の御意見をお聞きしたところ、産業の魅力度を発信し続けるということで特定最賃を維持していくということで、意見が一致したということですので、本専門部会としての意見をまとめさせていただきたいと思います。

7月15日の本審において、専門部会が全会一致で決議した場合は、最低賃金審議会令第6条第5項の適用することを議決していますので、まずは全会一致の確認をさせていただきます。

兵庫県電子部品等製造業の最低賃金の改正の必要性の有無について、本専門部会において、「その最低賃金については改正決定することを必要と認める」という内容で報告書を作成することについて異議はございませんか。

○各委員

異議なし。

○山口部会長

出席者全員の賛同をいただきましたので、本専門部会におきましては、全会一致により、「兵庫県電子部品等製造業最低賃金については改正決定することを必要と認める」との結論に至ったということを確認いたしました。

では、事務局は、その内容で専門部会報告及び答申文について、それぞれの（案）の作成をお願いいたします。

○安積賃金室長

はい、すぐに準備させていただきますので、しばらくお待ちください。

（事務局が当該文書を用意し、部会長の確認後、出席者に配布）

○山口部会長

では、報告文（案）から確認をしたいと思いますので、事務局において、報告文（案）を読み上げてください。

○山中労働基準監督官

はい、読み上げさせていただきます。

令和7年8月28日

兵庫地方最低賃金審議会

会長 山口隆英 殿

兵庫地方最低賃金審議会

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

部会長 山口隆英

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当専門部会は、令和 7 年 7 月 18 日、兵庫地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は下記のとおりである。

公益代表委員 清田美夏 庭本佳子 山口隆英
労働者代表委員 末道辰也 堀井説也 松石剛啓
使用者代表委員 榮永悟 松岡直哉 脇坂岳
以上です。

○山口部会長

ただ今、読み上げていただいた報告文（案）の内容でよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○山口部会長

それでは、報告文（案）から（案）を消したものを正式な報告文とします。
続いて、今回は全会一致の議決となりますので、局長あての答申を行います。
事務局において、準備をお願いします。

○安積賃金室長

はい、すぐ準備させていただきます。

（部会長が答申文（案）を確認し、事務局がその答申文（案）を出席者に配布）

○山口部会長

それでは、事務局で答申文（案）を読み上げてください。

○山中労働基準監督官

はい、読み上げさせていただきます。

令和 7 年 8 月 28 日

兵庫労働局長

金成真一 殿

兵庫地方最低賃金審議会

会長 山口隆英

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和7年7月18日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。
以上です。

○山口部会長

ただ今、読み上げていただいた答申文（案）の内容でよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○山口部会長

それでは、答申文（案）から（案）を削除した正式の答申文をもって、審議会会長名で局長あてに答申することとします。

本日、労働基準部長に答申文をお渡しすることとしますので、事務局は準備をお願いいたします。

○安積賃金室長

はい、準備させていただきます。

（部会長より、労働基準部長に答申文を手交）

（事務局より、答申文の写しを出席者に配布）

○山口部会長

続いて、議題（2）の「その他」ですが、事務局から何か説明はありますか。

○安積賃金室長

本日、先ほど改正必要性ありの答申をいただきましたので、今後意見聴取の公示を15日間行わせていただきます。

そのため、次回当専門部会の開催の日程についてですが、次回は9月16日火曜日午前10時からの開催をお願いさせていただければと思っております。

また、次回の専門部会につきまして、公開・非公開についての御確認をお願いさせてい

ただければと思っております。以上です。

○山口部会長

では、次回9月16日火曜日午前10時からの開催とします。

今回は金額審議となりますが、一昨年より専門部会においても「公労使三者が集まって議論を行う部分については公開」と決定しておりますので、引き続き、公開したいと思います。皆さん、よろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○山口部会長

特に異議もないということですので、この予定で今後進めていくこととします。

その他何かございますでしょうか。

○各委員

(特になし)

○山口部会長

それでは、本日はこれをもって、終わります。

御苦勞様でした。

どうも、ありがとうございました。

山口 隆英

堀井 説也

松岡 直哉